

フィリピンにおける優先権主張の手 続



岡田 貴子
弁理士
パートナー

ナガトアンドパートナーズ

特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）を承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。また、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

【概要】

フィリピンにおいて条約に基づく優先権を主張して特許等を出願する場合、出願時の願書にその旨を明示しなければならない。また、特許（Patent）・実用新案（Utility model）、意匠（Design）の出願については、出願日から6か月以内に第1国官庁による認証付きの最初の出願の写し（以下「優先権証明書」という。）およびその英訳を提出しなければならない。

【詳細及び留意点】

フィリピンでは、外国で出願したものと同一主題の特許・実用新案、同一の意匠、または同一の商標とその指定商品並びに役務について、外国での最初の出願日から起算される所定期間内（特許／実用新案：12か月、意匠／商標：6か月）にフィリピンで出願する場合、優先権を享受することができる（The Intellectual Property Code of the Philippines、特許は第31条、実用新案および意匠はそれぞれ第108条、第119条、商標は第131条）。以下に、パリ条約に基づく優先権主張について説明する。

1. 優先権を主張する旨の声明

出願時に優先権を主張する旨、および、その基礎となる出願番号、出願日、出願国を記載する必要がある。

2. 優先権証明書 の提出

特許・実用新案および意匠について、優先権証明書およびその英訳は出願日から6か月以内に提出しなければならない。（特許・実用新案および意匠規則第305条）。

商標については、第1国出願を受理した各国知的財産庁のオフィシャルサイトにおいて出願の内容を確認できる場合には、審査官は職権で確認するため、優先権証明書の提出は不要である。確認できない場合は、オフィスアクションの発送日（mailing date）から6か月以内に第1国登録の写し（a photocopy of the foreign registration）およびその英訳の提出を担当審査官から求められる（商標規則203条）。

3. 費用（単位：フィリピン・ペソ）

(1) 特許	中小企業	大企業
優先権主張費用（基礎出願ごと）	1,000.00	2,160.00
優先権書類の提出期限の延長（6か月）	740.00	1,560.00
(2) 実用新案および意匠		
優先権主張費用（基礎出願ごと）	860.00	1,800.00
(3) 商標		
優先権主張費用（基礎出願ごと）	860.00	1,800.00

4. その他

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願によりフィリピンを指定国とした場合、優先権証明書の提出は不要である。

フィリピンはWIPO DAS（Digital Access Service）には参加していない。特許協力条約（PCT）に基づく国際出願について、国際事務局に対し、WIPO DASを利用して日本特許出願・実用新案登録出願を基礎とする優先権証明書を入手するよう請求することにより、優先権書類の提出を省略することができるため、その手続を行っておけばフィリピン特許庁への優先権証明書の提出は不要である。

【ソース】

- ・ The Intellectual Property Code of the Philippines

[https://drive.google.com/file/d/0B2or2OrWYpIfN3BnNVNILUFjUmM/view?
ts=58057027](https://drive.google.com/file/d/0B2or2OrWYpIfN3BnNVNILUFjUmM/view?ts=58057027)

- ・ THE MANUAL FOR PATENT EXAMINATION PROCEDURE

[https://drive.google.com/file/d/1vIZS7X81CdtRURtH9XSL8m44UiQtm0cJ/
view](https://drive.google.com/file/d/1vIZS7X81CdtRURtH9XSL8m44UiQtm0cJ/view)

- ・ The Revised Implementing Rules and Regulations (IRR) for Patents, Utility Models and Industrial Designs Recently amended by Memorandum Circular No. 17-013

[https://drive.google.com/file/d/1WFiTWpNmwf-LYW7k8jeNElg4jBH-
68uL/view](https://drive.google.com/file/d/1WFiTWpNmwf-LYW7k8jeNElg4jBH-68uL/view)

- ・ Rules and Regulations on Trademarks, Service Marks, Trade names, and Marked or Stamped Containers of 2017

[https://drive.google.com/file/d/16NnR6JpLGXIKyokKXzWJraSlmt60P_54/vi
ew](https://drive.google.com/file/d/16NnR6JpLGXIKyokKXzWJraSlmt60P_54/view)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)